

新発田市公告第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を行った地縁による団体（本間新田自治会）から、第260条の4第1項の規定により公告を求める申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7年10月29日

新発田市長 二階堂 馨



1 名称、区域及び主たる事務所

- ・名称 本間新田自治会
- ・区域 本会の区域は、新発田市本間新田三島 1-1 から長峰 175-2 号までの区域
- ・主たる事務所 新発田市本間新田 92 番 4 号 公会堂

2 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	759 m ²	新発田市本間新田字長峯 6 8 5
ため池	401 m ²	新発田市本間新田字長峯 1 8 3

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 別紙掲載
住 所 別紙掲載

3 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲

- ・申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- ・申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- ・申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

- ・異議を述べることができる期間

3月（公告の日から、その起算日に応答する前日まで）

- ・異議の申出先

新発田市市民まちづくり支援課（新発田市中心部3丁目3番3号）

- ・異議の申出方法

申出は書面によるものとし、申出先に直接持参するか郵送（〒957-8686新発田市中心部3丁目3番3号）により申し出ること。

様式は申請不動産の登記移転等に係る異議申出書に記入すること。